

# 第10回公益法人の会計に関する研究会

## —議事メモ—

1. 日 時：平成26年7月3日（木）10：00～12：00

2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室

3. 出席者：

（公益認定等委員会委員）小森委員（オブザーバー）

（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、

（事務局）高野局長、水上次長、松前補佐

（傍聴：雨宮委員、恵委員）

4. 議 事：

- （1） 法人会計区分の作成義務付け廃止について
- （2） 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方について
- （3） 遊休財産規制（6号財産と指定正味財産）について
- （4） 意見募集・意見交換会の結果について

5. 議事概要：

（1） 法人会計区分の作成義務付け廃止について

法人会計区分の作成義務付け廃止の議論に先立って、事務局次長から机上配布資料の「法人会計区分の収益と費用の考え方」、「法人会計区分の作成義務付け廃止の考え方」についての説明があった。

この説明を受けて、高山座長より、法人会計区分の黒字について、参与の意見を聞きたい旨の発言があり、各参与から以下のような意見があった。

- ・ 収益事業等を実施する法人については、法人会計区分を廃止できないという論拠であるが、事業費を引いたところで一旦区切りを入れて、そこで他会計振替をして管理費をつければ問題はない。公益目的事業の事業費に充てるということが明確であれば、問題ないので、もし、その収益事業等を実施する法人についても、法人会計区分を廃止したいという要望があるならば、区分をちょっと工夫して入れるべき。
- ・ 黒字額の取り扱いについて案1は、一部の法人から措置に期待するという意見もあったかもしれませんが、非常にそれはわずかであって、選択しない法人がほとんどだと

わかっていながら選択肢を示すわけであって、非常に全く無駄なこと。案2は、そもそも、法人会計区分の廃止を検討した動機は、会計理論上、事業ごとの正味財産の増減額、収益から事業費と管理費を引いて最終的にどれだけ増減したのかというのを示すべきであるし他の同じような事業をやっている法人との比較可能性も保てるということ。会計の立場から法人会計の存在自体が会計理論をちょっとゆがめているので、それを戻せないだろうか。(中田参与)

- ・ 黒字をどう扱うかで案1は非常に簡便なので、特に法人に不都合がなければいいとは思いますが、法人の運営とかを考えるとバッファを持っていたほうが良いと思うので、法人会計があったほうがより良い。案2は、もともと法人会計をつくれればすんなりいくところを申告によってやるのは、会計等、別表が変わってしまうので、かえって複雑になる。法人会計云々ということ、法的な規制、財務基準があって、非常にすぐれた方法。これを変えるかというのは、何とも言えない。別に変えなくてもいい。(長参与)
- ・ 案1は、ほとんど選択する法人はない、メリットがないので、案を提示するのはいかがか。案2も、20年基準のこの根本にかかわるのでやる必要はない。(上倉参与)
- ・ 法人会計区分の収益を合理的に決定するということは難しいので、法人会計区分をなくすのはわかるが、現実的にとり得る案が、案2だと仮にした場合、今までのこの委員会では、どちらかという基準に既に規定されているものを一部を緩めるという流れで進んできたと思うので、案2であると、今、基準に、規定されていないものをここで新たに規定するということになり、手間の軽減につながらないのであれば、今のままでも構わない。(金子参与)
- ・ 法人会計の黒字というのがそもそもよくわからない。寄附者にしても資金提供者は思うわけで、管理費に使っていいというのに、それ以上のものが余るわけではない話なので、何か黒字という概念がそもそもない。その黒字がバッファに使いたいというのであれば、むしろ今やられている収支相償の弾力化という問題に本質があるのではないか。法人会計の残余を弾力化に使うと、どこかで窮するのではないかと思う。いずれ何か社会的に話題になってきたときに。別途申告とかという話については、何か無理があるかなと。
- ・ 収益事業云々という話は、中田参与の意見のとおり何か方法論で解決できるかどうかというのは、ちょっと私、今できるようにも聞こえたが、これ現場の整理の話もあると思うので。気になるのは、結局法人会計を区分けすることの煩瑣だという話からくる議論だとすると、収益事業までやられているような組織体においては、や公益事業、収益事業、またその両者を管理する費用という、本質的に、体系的に見ても、その費用の適正な配分というところがちょっと厄介だからやらないというのは、何かちょっと

と私、会計的にそれは許容できるのかなと。(梶川参与)

- ・ 法人会計区分を廃止しようというのは煩瑣だからやめるのではなくて、会計理論と合わないからもとに戻そうよという話。この会計研究会は、その会計のあり方を根本から見直そうということなので、どちらかというところだと小規模法人の負担軽減策のときは緩めるという話であるが、もともとおかしいものは変更しようというところまで踏み込んだ研究会ではないのか。(中田参与)
- ・ もともとの作成の経緯等がすごく厳しいところがある。事業比率の問題50%基準をクリアしなければいけないという中で、本来ならその管理費の中に事業管理費という、管理費の中には当然収益のための管理があって、公益のための管理があって、本当に管理の管理というのがある。それをいわゆる横滑りして管理に持って行ってしまっていると、やはりこれは法律上管理になるというところが出発点で、それをまた上に持って行って、事業費であるというふうにして持って行って何とかクリアした部分がある。そういう意味では、この法律の逆基準性が色濃く出ている部分で、確かに会計をやっている方からすると気持ち悪い。ただそれを根本から変えてしまうとその後、勝ち得た税制に影響するのが危惧もあって、なかなかそこは言えない。(高山座長)
- ・ 小規模法人の救済策という観点からすれば案2はちょっと矛盾がある。案1については、実効性はないかもしれないが選べるということから、それはそれでいい。(小森委員)

以上の意見を踏まえ、案1で合意を得た。

## (2) 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方について

上倉参与より、机上配布資料(指定正味財産の概念及び一般正味財産への振替について)の説明があった。

高山座長より、今までの指定正味というのは新しく概念が入って、ある程度緩やかな指定でもって指定正味が入ってきて、事業も区分されていないので指定を導入して、それをどうやって分けようかということから始まって、多くの法人さんは指定(制約を受ける)を嫌って、一般で処理し、指定が余り使われない状況だったが、20年基準というか、今回の収支相償、遊休財産規制等の規制をこの指定を使ってある意味逃れられるというところから指定を利用するようになってしまった。そういう意味で、法人の恣意性がかなり色濃く出てくるような部分について、この恣意性をどこまで防止しなければいけないのか、あるいは当初の16年会計基準のようなほわんとした基準でいいのかというのが論点である旨の説明があった。高山座長より、各参与の意見を聞きたい旨の発言があり、以下のような意見があった。

- ・指定正味財産は指定正味財産でいいと思うが、それは収支相償とか遊休財産に使えるかということ、それはまた違う法律上の観念なので、それは分けて考えたほうがいい。「公益目的事業のために使ってくれ」これは指定としていい。これが指定ではなかったら、寄附って何なのという感じ。事業には必ず管理費が必要なので、それは指定という概念でいい。収支相償か遊休財産かだけは、その指定とは別なんだということに、要するに入り口で絞るのではなくて、出口で絞ればいい。(中田参与)
- ・16年基準のときは、寄附者等の複数年度以上の意思がある場合には指定として資金を拘束して、きちんとアカウンタビリティを明確にしようと考えだったので、単年度で使っているものは全部一般。なので、寄附とか補助金でも単年度で使うものは、まず一般に入れてそれをどう使うか、どの事業に使うかというのは、その寄附者の意図とか補助金の意思、補助金だどこに何をを使うというのが決められているので、法人会計にいく部分も当然あるし、事業にいくのもある。漠として寄附と、法人のために使ってほしいというものは、やはり法人の中でどう決めるかとか、寄附者の意思をもう少し明解にするというのが入り口としてまず必要。それが複数年度にわたるもの、2年間で、3年間で、ないしは永久にとどめてほしいと、元本として持ってほしいというものが指定になるので、その指定の分け方と、どこの事業にどう分けていくかというのをもう少し考え方を明確にしたほうがいい。(長参与)
- ・どう使うかだけではなくて、いつ使うかということも非常に重要で、複数年度にわたって使うことが暗黙であっても、了解されているものをもらった年に全額一般正味財産に入れてしまうというのは非常に正味財産、貸借対照表のほうだけではなくて、正味財産増減計算書の経常収益等の金額がかなり歪むと考えるので、いつ使うかという部分も非常に重要。(金子参与)
- ・資料の2ページ目の、指定から一般への振りかえにつき、借入金によってというのは、これは財源にすぎないので、やはり最終的な目標である建物取得に減価償却と、一般受取寄附金の前金の振りかえというのをきちんと正味財産、貸借対照表だけではなくて、正味財産増減計算書のほうでの振替額と減価償却の対応というものが非常に重要な概念と考えている。これをちょっと借入金のキャッシュベースでの返済のほうとマッチングさせるのは、平成16年基準の趣旨と違うのではないか。
- ・資料の3ページ目の「振替時の収益の表示科目」、これは違和感があるのは、恐らくキャッシュベースでの昔の考えを持っている現場の方にとって同じ項目が2回出てくるのは非常に違和感はあるのはわかるが、一方で正味財産増減計算書はその振りかえと、もともとの部分で2回出てきて、逆にそこが違う項目で処理されるというのは、むしろまた違う問題が生じると思うので、特段の明示は必要ない。
- ・資料の4ページ目の「寄附者が法人会計で使うことも許容している寄附」という場合であっても、例えば法人会計で何%とか事業のほうで何%までというのがあれば、

同じ一つの寄附を分解して、一部は一般、一部は指定というのも十分に考え方としてはあると思う。ただ、法人会計で使うからといってその全額を一般にしてしまうかどうしているものというのは、その場合、指定の仕方によってくる。

一般と指定に分るときに、その前にあった永久、一時がなくなった理由は、そこが難しいからだと思うが、永久、一時がもともとある、出てきた前提としてはアメリカのほうのだと、個人が好きでお金を出している分には別に用途の指定なんていうのは適当にしたって誰からも文句言われませんが、助成財団が寄附をあるところからもらっている、お金を持っていながらさらに別の財団に寄附するということに、その事業費だとか管理費の割合とか目的をきちんと指定しないで寄附をあげてしまうと、今度は自分の説明責任が問われるというところが非常に大きかったと思うので、そういうところがもともとの背景としてあったということも考えて、何でも一般というよりも、少しでも事業に対する指定がついていれば指定のほうに入れていく考えを採用していただければなと思う。(金子参与)

- ・この指定の考え方というのは、資源提供者の意図を使用時に、第三者的検証可能性がある範囲で定めているかどうかということはある。何に使うか、これに使ってと言って断る、検証できる程度の具体性があるかないかという話はあるのではないかな。第三者が検証できなければ、使う人だけが主観的に検証できても意味はない話。同時に、使う時期の問題は当然あって、その時期の裁量権というのは検証できないものの裏表であるけれども、何に使うというのに裁量が100%使うほうにあるということはいつでも使えるということで、これは逆に指定しているということは、何かがあって使ってくれと言っているわけなので、もちろん何かをやること自身の裁量は法人にあります、その特定の事業がある時期に行われて、その時期に今、財源がある意味で充当されるという、そういう意味では先ほどの多年度にわたるというか、ただ、それが1年で終わってしまって期末にその残高がないということの場合にはどちらと考えるか、それはちょっと財務会計期間の中の処理の話なので、ちょっと財務諸表の話とは違ってきてしまうかなという気はしますが、いずれにしてもそういうような、後に検証できる程度の支出項目の具体性という部分。

だから、それはある程度広くても検証できますし狭くても検証できますから、そのある公益事業というのでもあり得るのかなと。ただ、その法人全体がやっているのが公益事業だからそれという話は逆にちょっと今、言った検証可能性があるとは私は思えないので、どれでもいいという話にはなってしまうかなという気はちょっとした。ただ、管理費と事業費との話というのは、ちょっと何かこの論点とどれほどかなという気はするのですが。それから後ののはあれですよ、借入金とか何とかなの話はまた議論になって。何かちょっとこの辺はもちろん、先ほど座長が言われた協

会のほうでも多分少し検討はするので、その平仄とか基本的な考え方の整理というのは余りずれると後でまずいため、事務局もよろしく。(梶川参与)

- ・ 要は、共通の欄に指定の収益が入っていったって、1事業、2事業、3事業とあったときにそれが使えるよというのか、あるいは使うときに、1、2、3に配分をすることが可能かどうかということもあるのだと。今、事務局のほうは事業ごとに拘束をしてもらわないと困る、収支相償はやはり事業ごとだから、困るというのが多分対応上、困っている部分だと思う。(高山座長)
- ・ 指定の話と、振りかえのタイミングという2つだと思うが、指定に関しては、会計の要請もあるのでしょうけれども、基本的に寄附者の意思をまず最優先で確認しなければいけない。その寄附者の意思を確認する上で、ある程度特定してもらわないと、何に使ってもいいというのだったらそれでも。でも、そこまでぼやっとしてしまうと処理が困るということで、今おっしゃられたような最低限事業なのか共通なのかとか、そこら辺の例示をFAQなりで、まずこちらの研究会で大きな枠組みを、先ほど16年基準のときの複数年度、単年度の話も出ましたけれども、そこら辺もまず整理していただいた上で、ある程度用途の特定が必要だと、こういうメッシュが必要。(小森委員)
- ・ この辺りについて事務局纏められるか(高山座長)
- ・ 指定の概念、タイミング、理由などを決めていただければ。会計士協会でも実務指針相当のものもあるので、大きな概念だけ決めてほしい。(松前)
- ・ 「明確に具体的な用途が定められているもののみを指定とする」、用途と処分と保有形態でよいか。(上倉参与)
- ・ 「基本財産として保有することを指定された土地」の保有を保有形態と認めるか。また、「用途の制約」のところは「明確に具体的な用途が定められているもののみ」指定とするか。(高山座長)
- ・ 収支相償、税問題があるため、適正に使われていることをみせないと、遊休財産逃れだとか、収支相償逃れだとかに利用される。
- ・ 公益目的事業の〇〇事業の事業費に充当してくれというのが指定。(上倉参与)
- ・ 「期間損益というものが一種、収支相償という財務報告の目的論がある。
- ・ 共通で指定正味を持たれた法人の場合、何時取り崩しかは、寄付者の意思が重要。要は損益ではないが、収支相償に影響する。

論点は尽きないため、高山座長より、再度、ご検討いただき、何か意見等があれば事務局に投げていただき、事務局でたたき台を作成してほしい。

### (3) 6号財産と指定正味財産について

机上配布資料の「遊休財産規制（6号財産と指定正味財産）について」の内容につき、事務局から説明があった。具体的検討の（1）については、検討内容につき、全員一致で賛同を得た。（2）については、＜資料2＞における指定正味財産の範囲についての議論の範囲であることから、合わせて継続検討課題として、次回の検討課題となった。

### (4) 意見募集・意見交換会の結果について

机上配布資料の「「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見募集結果」、及び「法人関係者との公益法人の会計に関する意見交換会の概要報告」に基づき、事務局次長より、それぞれの結果報告があった。

### (2) その他

机上配布資料の「会計研究会の具体的スケジュール」に基づいて、今後の検討スケジュールについて、事務局次長より説明があった。説明の際には、次回8月26日開催であることを合わせて確認がなされた。

以上